

認定・仮認定NPO法人シート

(H28. 10月作成)

(認定) 特定非営利活動法人 静岡犯罪被害者支援センター

地域安全活動

人権の擁護又は平和の推進を図る

【団体の概要】

(設立年) 平成10年5月18日(13年7月2日法人化)

(代表者) 理事長 大石 剛(おおいし ごう)

(事務所所在地) 〒420-0032

静岡県静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階

(電話番号) 054-651-1021 / FAX 054-651-1013

(アドレス) wbs71747@mail.wbs.ne.jp

(HP) <http://shizuoka-hhsc.jp/>

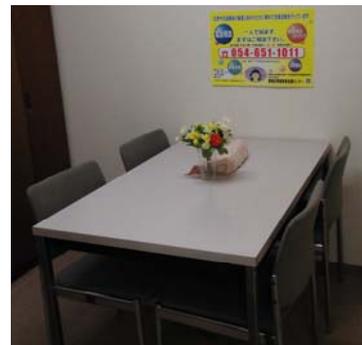
(会員数) 381人

(職員数) 6人(常勤3人、非常勤3人)



電話相談：054-651-1011

(月～金 10:00～16:00)



カウンセリングや法律相談、裁判所等への付添支援を行います。



「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」の開催

【団体の目的】

犯罪被害者やその遺族(以下「被害者等」という。)に対して、犯罪被害に関する相談事業その他の支援事業を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって地域安全や人権の擁護に寄与することを目的としています。

【活動又は協働の実績】

1 事業内容

- (1) 犯罪被害の相談に関する事業
- (2) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続きの補助に関する事業
- (3) 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等への直接的支援に関する事業
- (4) 自助グループへの支援に関する事業
- (5) 被害者等に対する援助の必要性に関する広報及び啓発活動に関する事業
- (6) 犯罪被害相談員等・被害者支援ボランティアの養成及び研修に関する事業
- (7) 関係機関、団体等との連携による被害者援助に関する事業
- (8) 被害者等の実態調査及び研究活動に関する事業
- (9) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 協働の実績

静岡県警察をはじめ、静岡県弁護士会、静岡県臨床心理士会に協力いただき、裁判等に関わる法律相談や精神的ケアに対するカウンセリングについて、専門的立場から被害者やご遺族への支援を実施しています。また、「犯罪被害者週間」(11/25～12/1)では、県や各市町行政担当者の協力のもと、広報啓発活動を実施しています。

【団体からのメッセージ】

静岡犯罪被害者支援センターは、静岡県公安委員会から被害者支援を適正且つ確実に行うことができる非営利の法人として『犯罪被害者等早期援助団体』に指定されています。これにより、事件事故直後に被害者や遺族の同意を得て、警察から支援に必要な情報を得られるようになり、早い段階から被害者等にアプローチすることで、精神的負担軽減を図っています。

こうした支援活動は、皆様方からの賛助会費や寄付金によって成り立っています。寄付金等の使途は、犯罪被害者に対する見舞金の給付や支援員の活動費、広報啓発費に活用させていただいております。

今後も、継続した活動を実施していくため、皆様方からの温かい御支援をよろしくお願いいたします。